

石刻史料からみた『貞観氏族志』

一金刻「聞喜裴氏家譜序碑」を手掛りに

堀井裕之（明治大学）

唐の貞観6年（632）、太宗は吏部尚書高士廉らに命じて、氏族の家格を九等級に分けて定めさせた。所謂『貞観氏族志』の編纂である。高士廉らは唐室李氏を第三等とし山東貴族博陵の崔民幹を第一等に推した。これに対して太宗は魏晋南北朝以来の貴族社会で培われた声望ではなく唐朝の官品によって家格を定めるように命じた。『氏族志』は貞観12年（638）完成し、ここにおいて崔民幹は第三等に降格され、唐室李氏を第一等、外戚を第二等とする氏族秩序が天下に示されたのである。太宗はこれにより旧門閥が重んじられる風潮の打破を試みた。しかしながら士人たちはなおも山東貴族の声望を慕って婚姻を結ぶなど、その風潮は一朝一夕では改められず唐一代なおも続いたという。

『貞観氏族志』の編纂、特に崔民幹の降格をめぐることは、貴族制研究の中で言及され内藤湖南氏以来、貴族の社会的声望が皇帝・国家の権威を優越する事例として取り上げられてきた。陳寅恪氏はこの事件を西魏・北周系の閔隴集団が山東貴族を抑圧した一例と見なし、閔隴集団が唐初においてなおも政権中枢を独占していたと論じた。現在学界では二つの説を継承し、『氏族志』とは唐室李氏を頂点として閔隴集団優位の氏族体制を示し、官品を基準とすることで唐朝の権威を貴族社会に浸透させようとしたものと、一般的に理解される。

従来の研究では崔民幹の問題に焦点が当てられ、『氏族志』の内容、例えば九等級と官品の対応関係、どの氏族が掲載されどの等級に該当したのか、といったことについてはあまり考察されていない。と言うのも、『氏族志』は散逸して伝わらず、文献史料の記事も乏しく史料制約があったためである。そこで本報告ではこれまでの文献史料の不足を補うものとして、「聞喜裴氏家譜序碑」を取り上げる。

「聞喜裴氏家譜序碑」は、金大定11年（1171）8月、名族河東裴氏の末裔裴再興が秘蔵の家譜を刻み、裴氏の郷里の裴柏村（山西省聞喜県礼元鎮）に立てた碑である。碑文は全31行で1～6行目に劉若虚の序、7～31行目に唐の裴滔撰『裴氏家譜』が刻される。これまで金代の石刻であるため唐代専攻の研究者に注目されてこなかったが、『裴氏家譜』には『氏族志』に掲載された五名の裴氏とその等級が見える。そこで本報告では、まず本碑に見える掲載者の事例を手掛かりに、等級と官品の対応関係について明らかにする。その上で文献史料と先行研究で描かれてきた氏族序列と対照し、『貞観氏族志』の再検討を試みる。

北魏元萇墓誌について

松下憲一（北海道大学）

2003年、河南省済源市から出土した「北魏元萇墓誌」は、出土状況やその後の所蔵機関が不明で、真偽に関して疑問が残るものの、趙君平・趙文成『河洛墓刻拾零』（北京図書館出版社、2007年）や薛海洋・陳輝編『北魏元萇墓誌』（近年新出歴代碑誌精選系列、河南美術出版社、2007年）に紹介され、当該碑に関する研究も発表されている。

元萇は『北史』巻15（『魏書』巻14）に列伝がある北魏の宗室だが、列伝の記載に比べて当該碑の情報は格段に多く、献文帝から孝明帝に仕えた元萇の官歴が詳細に記されており、北魏官制に関する貴重な情報を多数含んでいる。

例えば、墓誌の6行目に「皇興二年（468）大姓内三郎に召補す」とある。これを「北魏文成帝南巡碑」とつきあわせて検討すると、大姓内三郎とは南巡碑でいう内行内三郎のことと思われる。また6～7行目に「太和十二年（488）代都平城、俟懃曹を改め、司州を創立す」とあるが、俟懃曹とは、『南齊書』巻57、魏虜伝にいう「俟懃地何、比尚書」のことで、白鳥庫吉は首長の義であるとし、羅新氏は柔然の俟斤とおなじ部族長の称号であるとする。すると俟懃曹＝俟懃地何とは部族統治機関である八国を指すと考えられる。一方、司州について、嚴耕望氏によれば、太和十一年頃に復置されたという。よってこの記事は、孝文帝による部族統治機関八国の廃止と司州の設置を伝えるものと考えられる。さらに15～16行目に「永平中、河南尹・河南邑中正・侍中・度支尚書、詮量鮮卑姓族四大中正」とあるが、これは『魏書』巻113、官氏志に「世宗世、代人猶以姓族辞訟、又使尚書于忠・尚書元匡・侍中穆紹・尚書元長等量定之」とある宣武帝期における北族の姓族詳定を指す。当該碑は永平中（508～511）に元萇が姓族詳定にあたった四大中正に就任したことを意味しているが、なにより『魏書』で「代人」とする北族のことを当該碑では「鮮卑」としている点が注目される。北魏時代の墓誌で北族のことを「鮮卑」と称する事例は、この墓誌を除いて管見の限りなく、また『魏書』においても魏収があえて鮮卑という用語を避けていることは川本芳昭氏が指摘する通りである。しかし一方で『宋書』巻95、索虜伝には、北魏の国書のなかに「我鮮卑」という言葉がみえることから、実際に北魏では北族を鮮卑と呼称していたことを当該碑は示唆している。

南朝の墓誌について

川合 安(東北大学)

南朝の墓誌については、中村圭爾「東晋・南朝の碑・墓誌について」(同氏『六朝江南地域史研究』汲古書院、2006 所収)、同氏「江南新出六朝墓と墓誌」(前掲書所収)によって、その概容を知ることができるほか、同氏には、個別の墓誌を取り上げた『劉岱墓志銘』考—南朝における婚姻と社会階層—(初出 1980、同氏『六朝貴族制研究』風間書房、1987 改題所収)や、最近の「晋南朝墓誌と公文書」(伊藤敏雄編『魏晋南北朝史と石刻史料研究の新展開—魏晋南北朝史像の再構築に向けて—』平成 18~20 年度科学研究費補助金成果報告書、2009 所収)もある。窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」(伊藤敏雄編前掲書所収)も南朝墓誌の概容を把握する上で有益である。

上記のわが国における中村、窪添両氏の成果に加えて、中国でも、羅宗真『探索歴史的真相—江蘇地区考古・歴史研究文集』(江蘇古籍出版社、2002)に、「略論江蘇地区出土六朝墓誌」や「梁蕭敷墓誌的有関問題」など関連論文が収録され、邵磊『冶山存稿』(鳳凰出版社、2004)にも、「劉宋臨澧侯『劉襲墓誌』疏証」や「南齊『王宝玉墓誌』考釈—兼論南朝墓誌的体例」が収録されている。最近では、朱智武「東晋南朝出土墓誌若干問題探析」(『南京農業大学学报(社会科学版)』7 卷 3 期、2007)が、東晋南朝墓誌を全体的に取り上げるほか、劉宋初期の墓誌もふくむ東晋南朝の謝氏墓誌について、張学鋒「南京司家山出土謝氏墓誌研究—東晋流寓政府的挽歌」(『南京曉庄学院学报』2004 年第 3 期)、朱智武「從墓誌地名看東晋陳郡謝氏之浮沈—南京出土 6 方謝氏墓誌所載地名彙積」(『南京農業大学学报(社会科学版)』5 卷 3 期、2005)も公表されるなど、活発に研究が進められている。

本報告では、以上のような研究動向を概観したうえで、今後の研究の方向を考えてみたい。

東大寺献納目録『国家珍宝帳』にみる唐代石刻資料の書体

川上貴子（九州大学）

国家珍宝帳は、天平勝宝八歳(756)の聖武太上天皇の崩御に際し、東大寺に献納された天皇遺愛の品々の目録五巻うちの一巻であり、当時における国家最高の公的文書といつてよい。国家珍宝帳にみられる書体については、それがあえて選択され採用された可能性を指摘する杉本一樹氏の見解が、今日の奈良朝書跡研究における新たな視点といえるだろう。本発表はこの観点に立ち、さらに国家珍宝帳の書体採用に積極的な盛唐文化受容という文化的背景を読みとろうとするものである。

国家珍宝帳に記された文字は端正な楷書体である。しかし詳細に検証すると、楷書体のなかにも二通りの書体が確認できる。一つはいわゆる楷書体であり、一つは特異な右払いを含む楷書体である。この特異な右払いについては、王羲之の書体を継承した智永の真草千字文（以下千字文とする）の草書部分にみられる特徴であることが、堀江知彦氏によって指摘されている。

ただし国家珍宝帳の書体に、二通りの書体がみられることに関しては、あまり注目されることはなく、先行研究では国家珍宝帳のすべての楷書体に、王羲之系統の書体の影響が見受けられることが指摘されてきた。これに対し発表者は、国家珍宝帳の楷書体と盛唐期に刻された「多宝塔碑」（752）にみられる顔真卿の初期の書体とが酷似していることに着目し、遣唐使の動向もふまえ、唐において最新の様式であった顔真卿初期の書体の影響を国家珍宝帳が受けていることを指摘した。しかし顔真卿の評価が高まるのは安史の乱以降であり、それ以前に制作された多宝塔碑の書体が、奈良朝における国家最高の公的文書たる国家珍宝帳に採用されたとするには、不十分であったことは否めない。そこで本発表では、国家珍宝帳にみられる新様式の書体が、玄宗期においてどのように位置づけられていたのかを、玄宗やその周辺の書、また顔真卿自身の書体の変化など、当時の石刻資料との比較を通じて、新様式の楷書体が、玄宗の趣向を反映しつつ、宮廷周辺で成立していた可能性を再考する。

さらに国家珍宝帳にみられる草書的要素を持つ楷書体とそれ以外のいわゆる楷書体、すなわち奈良朝における伝統的な王羲之の書体と玄宗期における新様式の書体の併用こそが、国家最高の公的文書としての国家珍宝帳の書体の特徴であった可能性を改めて提示したい。

房山雲居寺石経と唐代後半期社会

氣賀澤 保規（明治大学）

北京（幽州）の西南 60 キロほどの太行山脈山中（北京市房山区水頭村）に、唐代初期の 7 世紀半ばごろにできた雲居寺という古刹がある。その寺の東北 500m ほどの場所にある山（石経山）には、山頂近くに 9 つの洞窟が掘られ、今日もそこに 4 千点を越える石経（石板・石碑）が保存されている。これらは 7 世紀初頭（隋末）から唐代、さらに遼代前期まで刻り継がれ、通称「隋唐刻経」とよばれる。これにたいして 1957 年に寺の敷地の地下室から 1 万点にもなる石経が発見され、これを「遼金刻経」とよぶ。

さて、隋末より唐末におよぶ三百年の刻経事業は、静琬という一人の出家者による、末法の到来に対する護法の篤い思いに衝き動かされて始まり、その後、様々な社会的支援を得て途切れることなくつづけられた。そうした人々の関与の跡は、石経の片隅や背面に残された題記などを通じてうかがうことができる。その主たる様子・段階は次のようになる。

- 1、7 世紀初：石経事業の創始者・静琬の役割、事業の基礎固め
- 2、隋末：隋の高官蕭瑀・煬帝皇后蕭氏（蘭陵の蕭氏）や隋官の支援
- 3、7 世紀半ば～8 世紀初め：静琬の弟子の時代と在地有力層の協力
- 4、730 年：金仙公主の援助——「大唐新旧訳経四千余卷」の下賜、寺領の寄進
- 5、8 世紀半ば（開元後半・天宝期）：地域庶民・都市住民の参加、行・社・邑の登場
- 6、8 世紀後半～9 世紀前半：盧龍（幽州）節度使の支援、庶民寄進（巡礼集団）の活発化
- 7、会昌の廃仏（842～845）による打撃・停滞と復活——盧龍節度使が主体
- 8、9 世紀末：唐末の大乱（874～884）、乱の最中における巡礼・刻経活動に展開

300 年間にもわたって石に經典を刻み続けるという気の遠くなるような事業は、何よりも静琬以来の理念（護法の精神）をつぐ雲居寺という主体があり、それを支えた広汎な信者（人々）の存在があつて初めて可能となった。わけても事業が本格化する唐代半ば以降、多様な組織や人々の群れが事業の推進主体に躍り出て、当時の社会の一面を垣間見せてくれる。その意味からいえば、房山石経は仏教史上の史料であると同時に、当時の社会を知る貴重な史料ともなる。

本報告では、房山隋唐刻経の全体像（石経洞所蔵状況、雲居寺略史）を押さえた上で、とくに安史の乱以後の時代状況のなかで事業がどのように進められているかを考え、そこから時代の様相に迫ることとする。節度使、遊人（および遊人題記）、女性信徒、家族をそこでのキーワードにしてみたい。

唐～宋初の華北地域史研究と石刻史料

森部 豊（関西大学）

本発表は、唐から宋代初めの華北地域（河北省・山西省・陝西省）の歴史をいうものを、当該地域に関する伝世および新出石刻史料を利用すると、何がどこまで明らかになるのかという問題について、報告者のフィールドワークをもとに報告するものである。

当該時期、華北地域では安史の乱→河朔三鎮の半独立割拠→沙陀の興起と五代諸王朝の興亡→宋朝の成立という歴史事象を認めることができる。これに華北地域に散在する（あるいは既に失われた）石刻史料を加え分析していくと、編纂史料のみからではうかがい知ることのできなかつた、興味深い歴史像がうかびあがってくる。また、石刻史料のフィールドワークは、景観調査と表裏一体の関係にあり、こうしたフィールドワークは、歴史像の再構築に思いもかけない副産物をもたらしてくれることもある。

そこで、報告者が2005年から2009年にかけて華北地域で行ったフィールドワークの具体的状況を踏まえ、当該報告テーマを行っていく。

『中国石刻関係図書目録(1949－2007)』

附『石刻史料新編』(全4輯)書名・著者索引』出版感言

高橋継男（東洋大学）

報告者は今年2月、表題に掲げた書籍を汲古書院から出版した。周知のように従来、中国石刻関係書の目録として通常使用されるのは、容媛輯・容庚校『金石書録目』(1930年初版。修正再版、商務印書館、1936年)、容媛編「金石書録目補編」(『考古通訊』1955・3)であるが、これは1948年以前、すなわち民国以前に刊行された金石書を採録した目録であって、新中国成立の1949年以後に出版された関係書籍を一書にまとめた総合的な目録は存在しない。しかも中国では、「文革」が終わり「改革・開放」が進む特に1990年代から、かつてなかつたほど石刻関係図書が中央・地方を問わず陸続と出版されだし、この方面の刊行状況の全貌をつかむことが容易ではなくなった。これが本書を編纂した主な理由である。

今回の報告では、本目録の構成(報告者なりの石刻関係書の分類)を説明し、「前言」や「凡例」には全く記すことができなかつた、本目録を作成する上で参照した資料源(各種目録、インターネット上の各機関の所蔵図書目録など)を紹介し、あわせて出版後に気づいた本目録に欠けるものと記載の誤り若干を指摘したい。